

令和4年第8回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月5日(金)午後2時 00 分

場 所 別府市レセプションホール

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保 賢一 | 2番 佐藤 進蔵 |
| 3番 後藤 利夫 | 4番 小畑 義宏 |
| 5番 齊藤 孝一 | 6番 藤内 宣幸 |
| 7番 星野 賢一 | |

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後2時 00 分 開会

(事務局) 只今より令和4年第8回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会 長) 皆さんこんにちは、暑い中農地パトロールお疲れ様でした。さて先月は新型コロナウイルスの感染者が、県内で2千人を超え、別府市でも200人以上となり、第7波として高止まりしています。屋外での作業はマスク装着よりも、熱中症への注意が必要ですが、外出時などでは、引き続き感染症予防に十分ご注意くださいようお願いいたします。また、先月鹿児島県の桜島が噴火しましたが、鶴見山の伽藍岳に発表されていた火口警報(レベル2)が、同月27日に噴火予報(レベル1)に引き下げられましたので、少し安心しております。これから台風の季節でございいますので、自然災害には十分気を付けていただきたいと思います。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。では、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) ご異議がないようでありますので、7番委員、3番委員をご指名いたします。よろしくお願ひいたします。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんに送付していますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号申請番号1利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域内。利用権を設定する土地、大字東山、田、現況田、1,463㎡です。利用権の種類、使用貸借。利用方法 水田。利用期間 令和4年8月8日から令和9年8月7日。設定理由 利用権を設定する者、申請地は耕作しないため貸し付けたい。利用権を受ける者、今般、申請地を借受け農業経営の規模を拡大いたしたいというものでございます。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の5番職務代理者から補足説明をお願いいたします。

(5番委員) 本人は、70歳を過ぎて、腰を痛めたため耕作をすることが出来なくなりましたので、隣家の方に耕作をお願いしたいというものであります。以上です。

(議長) 只今、職務代理者からの補足説明が終わりました。議案第1号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(6番委員) 事務局に確認したいのですが、これは新規でよろしいのですね。

(事務局) この案件は、新規の契約で間違いございません。

(6番委員) この土地は東山パレットが借りていたと思うのですが、状況を説明した方が分かりやすいと思います。

(5番委員) それは隣の土地だと思います。隣地は東山パレットが契約しましたが、申請地は昨年から今回の借主が耕作していましたので、正式に契約をするものです。

(議長) よろしいですか。他にご意見・ご質問はありませんか。

(各委員) なし。

(議 長) 他にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 特になし。

(議 長) 異議なしとのことであります。議案第1号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1から番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(事務局) はい、一件記載漏れがございましたのでご報告いたします。表の取得した権利の種類及び事由についての欄に相続をご記入下さい。

(各委員) 特になし。

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1から番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号8番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議 長) 特にご質問等もないようであります。以上で本日の議事日程は、すべて終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時45分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議長 _____ 会長 _____ 印

署名委員 _____ 3 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 7 番 委 員 _____ 印